

# 生ごみ出しません袋 を配布します

無料  
1世帯  
30枚

燃やすごみの約40%が生ごみと言われています。飯田市では、生ごみを減らして、燃やすごみの削減にご協力いただけ  
る世帯に無料で「生ごみ出しません袋」を配布しています。  
この機会にぜひ、生ごみ削減にご協力をお願いします！

## 【配布対象世帯】

生ごみを生ごみ処理機等で処理するなどして、生ごみをそのまま燃やすごみとして出さないようにすることを宣言していただいた世帯(先着1,000世帯)

## 生ごみ出しません袋を受け取る方法

- 生ごみをそのまま排出しないこと及び食品ロス削減に取り組むことを書面で提出していただくことにより、宣言していただきます。
- 書面での受付は飯田市役所本庁舎(C棟1階)環境課窓口です。(開庁日の8時30分から17時15分まで)。
- 窓口で宣言書兼交付申込書に必要事項を記入し、その場で申請された宣言書の内容を確認していただきます。
- ご確認後、宣言確認書と袋を交付します。宣言された世帯ごとに宣言番号が与えられます。この宣言番号が記載された袋を配布します。
- 宣言された世帯につき1回の配布とし、30枚配布します。

8月20日より  
受付・配布開始  
です。

## ※生ごみ出しません袋使用のルール

裏面のルールに従って使用してください。ルールを守られないと袋を返却していただくこともあります。

- アンケートにご協力をいただきます。

【お問合せ先】 飯田市 環境課 廃棄物対策係

電話 0265-22-4511 内線5465・5466 / メール ikankyou@city.iida.nagano.jp



## 【生ごみ出しません袋の使い方】

袋には生ごみ以外の燃やすごみを入れ、燃やすごみの日にご自宅の最寄りの集積所に出してください。

食肉の骨、貝殻など、生ごみ処理機で処理しづらいもの、堆肥化しづらいものについては、袋に入れて出せます。

### ●生ごみ出しません袋に入れてよい生ごみ

粉状のもの、太い骨状のもの、皮や種といった、**生ごみ処理機で処理をすることが難しかったり、堆肥化しづらいもの**

例) 酒粕、ぬか、貝殻、くるみの殻、食肉の骨、梅干しの種、果物類の硬い種、玉ねぎの皮、トウモロコシの皮や芯 など

※ドリップコーヒー、ティーパックの中身は水を切って乾燥させて出してください。

1回のごみ出しにつき、3袋まで出すことができます。

袋を使い切るまでは、燃やすごみ袋（通常の指定ごみ袋）の使用は控えてください。ただし、生ごみ以外で、袋に入りきらない燃やすごみを出すといった特別な事情がある場合を除きます。

袋は配布された世帯以外は使用できませんし、譲渡もできません。

ルールに違反して使用したことが判明した場合には、袋を返却していただきます。